

姫路市立飾磨小学校いじめ防止基本方針

姫路市立飾磨小学校

1 学校の方針

本校は、全校児童数約800人の大規模校であり、周囲には山陽電車飾磨駅や図書館などの多くの公共施設をはじめ、大型ショッピングセンターなども隣接している。また、商業地域である一方、祭りが盛んな地域でもあり、結束された町や村の中で子供たちは育っている。「いじめ」というものは時代とともに変化する社会環境と密接に絡み合い、互いに影響し合いながら多様な変化を見せてきている。そのような中で、すべての子供たちが安心して学校生活を送り続けるためには、全職員が「いじめ」に対する正しい解釈を共通理解した上で、組織的に対応していく必要がある。早期発見・早期対応はもちろんのこと、未然防止を念頭においた「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 基本的考え方

「いじめはどこにでも起こりうる問題」「いじめは絶対に許されない行為」という認識のもと、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、いじめが行われない土壌を形成し、また、発生した際には速やかに解決できなければならない。いじめは被害者、加害者という単純な二者関係ではなく、そこには傍観者という存在があり、加害者と被害者が入れ替わるという可能性もある。また、いじめというものは周囲に見えにくい密閉性の中で発生することが多く、近年ではネットやスマートフォンなどのツールを介することによって更に陰湿化している。

教職員は、子供一人ひとりの内面理解に努め、日頃から子供たちの心の動きに気を配り、些細な兆候も見逃さないように努めなければならない。家庭や地域社会、警察との連携を強化し、校長のリーダーシップのもと学校全体で組織的に対応し、きめ細かな指導に取り組まなければならない。

いじめの認知については、特定の教職員のみならず、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

3 いじめ防止対策推進法によるいじめの定義と認知

- ①当該の児童等が在籍する学校に在籍している
- ②当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う
- ③心理的または物理的な影響を与える行為
- ④対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

文部科学省によるいじめの調査基準



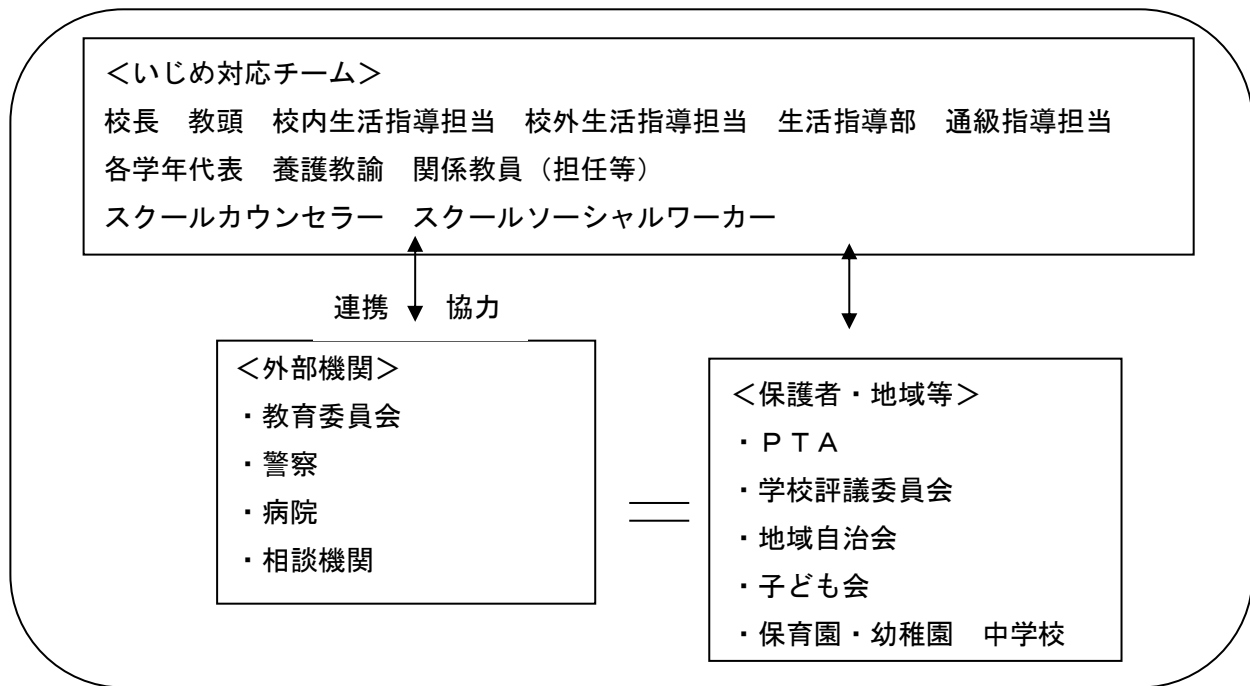
被害児童の主観によるところが大きいため、冤罪を生みやすいが問題を過小評価しないためには積極的な認知が必要となる。

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。」

4 いじめ解消の要件

- ①いじめに係る行為が相当期間止んでいること。（相当期間とは少なくとも3か月以上）
- ②被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
の2つを満たしていなければならない。

5 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等



- ①いじめの疑いのある行為が発見された場合、「いじめ対応チーム」を中心に調査、判断する。
- ②いじめ事案と判断した場合、「いじめ対応チーム」が問題解消まで責任をもち組織的に対応する。
- ③被害児童のケア、加害児童のケアなど、外部機関・保護者・地域等と連携し、対応する。
- ④いじめ事案については、報告・連絡・相談を確実に行之、教職員全体で事案を共通理解する。
- ⑤いじめ解消後も再発防止に向けて、取組の評価と改善を行う。

6 未然防止の取組

- ①主体的な活動の推進
 - ・自己有用感や自尊感情を育む活動を年間活動の中に位置づける。
 - ・主体的な児童の活動成果を、掲示板への掲示や学年通信、学級通信などを活用することで更なる積極性を育む。
- ②授業改善
 - ・児童一人ひとりが成就感や達成感を味わえるような授業の充実に努める。（目標とふり返り）
 - ・校内研修による授業研究や公開授業を行い、組織的に授業改善に取り組む。
- ③人権意識を育てる指導
 - ・各教科の授業、人権教育、講演会などを通して、ネットでのマナー向上や、「何がいじめなのか」「いじめは許されない」ことを様々な教育活動の場面で指導する。

④情報発信

- ・「いじめ防止基本方針」等の学校の取組を、学校のホームページや保護者会、学校協議委員会等を通じて、保護者、地域へ情報発信し、意識啓発に努める。
- ・学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

⑤ライフスキル教育

- ・健全な自尊感情を育てる。
- ・ストレス対処スキルや対人関係スキルの習得により、ストレスとの上手な付き合い方や対処法、他者との人間関係を円滑にする手段を学ぶ。

7 早期発見・早期事案対処のための組織的対応

①教育相談の充実

- ・休み時間や給食時間など、授業以外での活動にも積極的に関わり、児童のサインを見逃さない。
- ・様子の気になる児童には担任以外の教員からも声をかけるなど、様々なアプローチを行う。
- ・年間3回のいじめアンケート結果を受け、必要に応じて迅速に面談を行い、早期に対応する。

②情報の共有化

- ・得られた情報について、学年会、特別支援・生活指導部会、職員会議などで情報を共有する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者、必要に応じ外部機関とも共有する。
- ・いじめが認められる場合、「いじめ対応チーム」で情報を共有化、全教職員に報告する。

③教員の資質能力の向上

- ・いじめ対応マニュアル等を使用した理論研修や、外部講師を活用した校内研修、事例研修を実施する。

④解消に向けた早期事案対処

- ・いじめが認められる場合、「いじめ対応チーム」で下記の対応を行う。
 - (i) 関係児童への事実確認と対応
 - (ii) 指導方針の決定と全教職員と情報共有及び共通理解
 - (iii) 被害児童のケアと加害児童への指導とケア（スクールカウンセラーの活用）
 - (iv) 被害・加害児童の保護者への事実説明及び指導方針の説明と理解
 - (v) 関係児童への指導：傍観者ではなくいじめを抑止する仲裁者となる土壌づくり
 - (vi) 教育委員会、警察、児童相談所、病院、地域との連携
 - (vii) 再発防止のために、取組の評価と指導のあり方を改善

⑤年間を見通したいじめ指導計画の整備

- ・いじめの未然防止や早期発見・早期対応のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。年度当初にいじめ対応チーム会議により組織体制を整える。そして年度末には学校評価で見直しを行い、次年度の活動へとつなげるようにする。

8 ネット上のいじめへの対応

	学校・教職員の取組	児童への指導内容	保護者への取組
未然防止	① ネットトラブルの最新の動向について研修等を通じて正確に把握する ② 年度当初に学年に応じてネットに関するアンケートを作成し、その結果を受けて本校性の現状と課題を明確にする。 ③ ネットトラブルの相談窓口を明確に定める。	① 入学時や年度当初に保護者に対して、ネットトラブルの現状と本校の指導基準を伝え、共通理解を図る。 ② 情報の授業、外部講師を活用した講演会等を通して情報モラルを高める。 ③ 相談窓口の存在や、相談の際にはプライバシーを守ることを伝え、相談しやすい体制をつくる。	② 児童及び保護者への啓発教材を配布し、保護者に継続的に協力を求める。
早期発見	① 児童の表情など、小さな変化を見逃さず、声掛けを行う。 ② 児童からの貴重な情報等は一人で抱え込まず、共有化する体制づくりに努める。	① ネット上の実際のトラブルやいじめ等を紹介、早期に相談する必要性を認識させる。	① 児童の小さな変化でも学校と連絡を密にし、早期にトラブルが回避できるように働きかける。
早期対応	① 専門家や関係機関などを講師に研修を実施し、ネット上の書き込みや画像等への対応を学ぶ。 ② 警察や弁護士を講師にネット上のトラブルに関する法的な問題や損害賠償等について学ぶ。 ③ トラブルのメールや画像が拡散し、問題が拡大しないように早急に関係機関と連携をとり、被害の拡大を防ぐ。	① 書き込みや画像の削除等、具体的な対応方法を助言する。また、外部の専門機関の相談窓口を伝える。 ② いじめ事例の場合、被害者側がネット上で報復することで、解決がより困難にならないように被害者、加害者両者に迅速に指導を入れる。 ③ いじめ事案の発見から解決まで、被害者に寄り添い、要望等に誠実に対応する。いじめの加害児童や関係児童のケアも配慮し、信頼関係を構築し解決に向かう。	
	④ ネットに絡むいじめやトラブルについては、学校・保護者だけでは解決しない事例が多く、その場合、警察や専門機関と連携して解決していく。		

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。

さらに、児童や保護者からいじめにより、重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司等を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。暴力や恐喝などの犯罪性が認められる場合は、警察等の関係機関とも連携を図る。必要に応じて学年及び学校全ての保護者を対象に、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会を実施する。

(3) 重大事態への対応組織と手順

学校が主体となって行う場合

- ・ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ・ 調査結果を学校の設置者に報告
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を行う

教育委員会が主体となって行う場合

- ・ 教育委員会の付属機関である「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。

令和5年4月7日改訂